

令和8年度 太田市 住宅リフォーム補助事業

受付期間

4月21日(火)～令和9年1月29日(金)

※受付期間中であっても、予算に達し次第受付を締め切ります(予算8000万円)。

申請方法

工事着工前に、本事業へ登録している施工業者から申請
※登録業者は市HPをご覧くださいか、まちづくり推進課へ
お問い合わせください。

補助率**30%**
最大**20万円**
OTACOで交付



対象者

- 市内に住宅を所有している
※登記簿または固定資産課税台帳（未登記の場合）の所有者。
- 世帯全員に市税の滞納がない
- リフォームをする住宅に申請日の段階で2年以上継続して住んでいる
- 令和3年4月1日以降に住宅リフォーム補助金の交付を受けていない



対象住宅

- 築10年以上経過している
- 火災報知器が設置済みか、工事完了までに設置されている
- 令和3年4月1日以降に住宅リフォーム補助金の交付を受けていない



対象工事

- 補助対象工事費が10万円以上
- 本事業に登録している施工業者（登録業者）を利用して行う
- 同一箇所の工事での市の他の補助金を受けていない（予定がない）



その他の主な要件

- 工事の着工前に申請し、補助金の交付決定後に工事着工をすること
- 工事代金の支払いは申請者が必ず振込みで行うこと

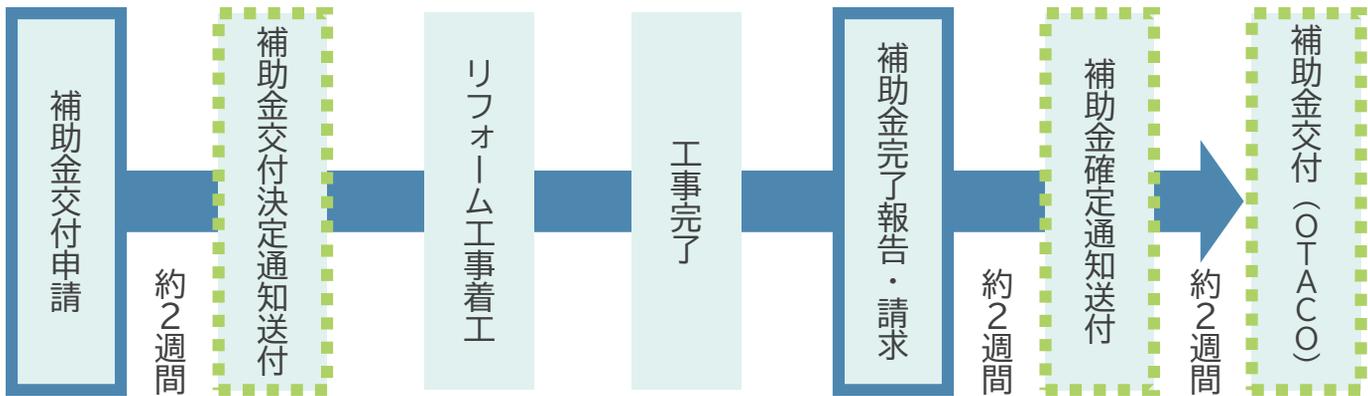
《問い合わせ先》
太田市役所 都市政策部 まちづくり推進課 空家対策係（市役所本庁舎7階）
〒373-8718 太田市浜町2番35号
☎ (0276) 47-1955 ✉ 030700@mx.city.ota.gunma.jp



市HP▲

補助金の流れ

 = 施工業者が行う手続き
 = 市が行う手続き



補助対象工事（例）

工事区分	内容
屋根	屋根の葺替、棟瓦の積直、破風・雨樋改修
防水	ウレタン防水、FRP防水、シート防水、シーリング打替改修
外壁、塗装	外壁の張替改修、屋根・外壁・内装の塗装改修
建具	屋内外建具改修・交換、ガラスの交換、襖表・障子・網戸の張替、二重サッシ・アコーディオンカーテン・シャッター・戸袋の設置
内装	床材・壁材・天井材の張替及び下地改修、防音・断熱改修、間仕切壁の設置、段差解消、手すりの設置、その他木工事等
タイル、畳	タイルの張替、下地補修、畳の入替・表替・裏返し
増築	増築（確認申請を必要とする増改築の場合に限り確認申請書副本の写しの添付が必要）
構造	基礎・土台・柱・壁その他構造部分の改修・補強
水回	キッチン、ユニットバス、洗面台、便器（一体型の場合手洗含む）の入れ替え又は新設及びこれらに関連して行う配管・配線等 ※部分改修は対象外。
電気	住宅用火災警報器の設置（未設置の住宅は工事完了までに必ず設置）
その他	上記全ての工事に関連して行う仮設工事、取外再設置工事及び解体工事等 ※諸経費・値引き・消費税等は支払総額のうち、補助対象工事費の率分のみ対象。

申請書類

詳しくは施工業者に問い合わせください。

- 全部事項証明書（建物）
（未登記建物の場合は評価証明書）
- 見積書及び見積明細書の写し
- 住民票（世帯全員）
- 施工前の写真（火災報知器の写真含む）
- 市税等完納照合票
- 申請書チェックリスト
- その他工事内容により、提出が必要な書類